

令和7年度長崎県特産品新作展 実施要領

1 目的

創意と工夫にあふれた新しい特産品を一堂に集め、優れたものについて顕彰を行うとともに、県内外の方へ紹介することにより、県内事業者の新商品の開発意欲を促進し、もってふるさと産業の振興を図る。

2 名称

令和7年度長崎県特産品新作展

3 主催

長崎県

4 募集区分 ※【参考1：募集区分整理表】を参照

(1) 農産加工品部門

農林畜産物を原材料とした加工食品

(2) 水産加工品部門

水産物を原材料とした加工食品

(3) 酒・飲料部門

酒類、飲料（即席飲料類含む）

(4) 菓子・スイーツ部門

菓子類全般（冷菓・氷菓含む）

(5) 工芸・日用品・その他部門

反復生産されている工芸品、民芸品、日用品等

(6) ながさき手みやげ大賞

5 募集商品の範囲

応募できる商品は、次の各要件をすべて満たすものに限る。ただし、主催者が当新作展にふさわしくないと判断した場合は、それに関わらず応募を断る場合がある。

(1) 長崎県産の原材料を使用した商品または長崎県内において製造された商品であること。

(2) 令和6年12月1日～令和7年11月30日までに市販化され、応募締切後も販売されている新商品であること。

ながさき手みやげ大賞はパッケージや内容量の変更のみの改良商品も対象。

※惣菜等直売品（商品パッケージがないもの）は対象外。

(3) 法令（食品表示法、景品表示法等）に違反していない商品であること。 (別添1を参照)

(4) 年間を通して十分な生産量が確保できる商品であること。

(5) 販売催事において販売できる十分な保存期限が確保できる商品であること。

(6) 受賞後は県によるPR・販売を実施するため、特定の販売先や卸先に限定していないこと。

(7) 応募者は商品の販売権利を持つ者で、長崎県内に活動拠点を置く者であること。

6 その他注意事項

- (1) 入賞商品であっても食品表示及び商標権等の知的財産権に関する問題等が生じた場合は、入賞を取り消す場合がある。
- (2) 食品表示法その他関係法令に基づき、適切な食品表示を行うこと。不明な点は、食品表示相談窓口（別添2）へ問い合わせること。
- (3) 応募者の責任において事前に商標調査を行ったり、専門家に相談したりするなど、トラブルが発生しないよう必要な措置をとること。万一、第三者から権利侵害との提訴がなされた場合、主催者側に発生した損害を含め、応募者の負担と責任において対応すること。

7 応募申し込み

- (1) 受付期間

令和7年11月30日（日）17時まで

- (2) 申込方法

以下に記載の QR コードより出品申込用のページを開き、長崎県電子申請システムに必要事項を入力の上、応募すること。その際、必ず応募商品の写真（商品パッケージが分かるもの）を1枚添付すること。

※食品の場合は、食品表示ラベルの写真1枚も併せて添付すること。

出品申込用 QR コード⇒



- (3) 申込先

長崎県物産ブランド推進課

- (4) 応募単位

- ①複数商品の応募も可能。ただし、1商品ごとに1件、長崎県電子申請システムから申し込むこと。
- ②異なる商品との詰め合わせ等セット商品の場合は、セット商品と分かるよう記載し、申し込むこと。
- ③内容物、パッケージが同じで、重量、サイズ、個数が異なる複数の商品は1件のシリーズとして申し込むこと。

- (5) 出品料

無料。

ただし、出品にかかる経費（審査会用の試食品を含む）は応募者の負担。

8 審査会（試食・現物審査）

(1)受賞区分

- ◆県知事賞（各部門の最優秀賞の中から1点）
- ◆最優秀賞（各部門1点）※計5点
- ◆優秀賞（各部門1点）※各部門の次点
- ◆ながさき手みやげ大賞（長崎を代表する手土産にふさわしい優れた商品2点）

(2)審査方法

応募商品は、全商品の「試食・現物審査」（食品・酒・飲料は、試食・試飲を行う）を行うこととする。なお、審査は、印象・外観、品質、市場性・ニーズ、長崎らしさ、土産品としての適性（賞味期限、持ち運びの利便性等）など商品全般にわたって行う。※【参考2：審査基準】を参照

(3)別途、受賞者に対する表彰式を行う。

※参考スケジュール

- ①応募（11月末締切）
- ②試食・現物審査（1月予定）
- ③表彰（3月開催予定）

9 試食・現物審査への商品の搬入、搬出

商品の搬入、搬出等の詳細については、受付期間終了後に別途通知する。

10 表彰式及び受賞のメリット

受賞者に対しては、表彰を行う。

なお、受賞商品の販路拡大支援は以下を予定。

- (1)長崎県物産振興協会が全国各地の物産展・商談会等でのPR・販売
- (2)株式会社浜屋百貨店で開催される「ふるさと長崎大物産展」での展示・販売
- (3)長崎県アンテナショップ「日本橋長崎館」（東京）での商品展示・物販PR
県知事賞受賞事業者については東京までの旅費（1名分）を負担する
- (4)県庁1階ロビーでの展示
- (5)県の広報誌やホームページ、SNS、メディア等を活用したPR、県が実施するキャンペーン等でのプレゼント商品としての優先選定
- (6)県知事賞受賞商品は知事の名刺裏面にて紹介され、県内外へ向けて効果的にPR

【参考1：募集区分整理表】

※新商品であれば、下記①～⑤部門及び「ながさき手みやげ大賞」の対象

部門等	表彰	条件
①農産加工品部門	【各部門賞】 最優秀賞 1商品 優秀賞 1商品	
②水産加工品部門	【各部門賞】 最優秀賞 1商品 優秀賞 1商品	
③酒・飲料部門	【各部門賞】 最優秀賞 1商品 優秀賞 1商品	【県知事賞】 各部門の最優秀賞 5商品の中から、最も優れた 1商品 ■R6.12.1 以降市販化されたもの ■パッケージや内容量の変更のみの改良商品は「 <u>対象外</u> 」
④菓子・スイーツ部門	【各部門賞】 最優秀賞 1商品 優秀賞 1商品	
⑤工芸・日用品・その他部門	【各部門賞】 最優秀賞 1商品 優秀賞 1商品	
⑥ながさき手みやげ大賞	2商品	長崎を代表する手みやげ品として最も優れた 2商品 ■R6.12.1 以降市販化されたもの ■パッケージや内容量の変更のみの改良商品も「 <u>対象</u> 」

【参考2：審査基準】

試食・現物審査 審査基準

«農産加工品部門、水産加工品部門、酒・飲料部門、菓子・スイーツ部門、工芸・日用品・その他部門»

項目	審査の視点
1. 印象・外観	デザインやネーミング、包装が工夫され、外観と商品内容が調和しているか
2. 品質	味や風味に優れ、品質の高い素材を活かした加工や工夫がされており、安全・安心な製品として仕上がっているか
3. 市場性・ニーズ	安定供給が可能で、価格やサイズが適正で消費者に魅力的で購入しやすく、新規性や話題性があり、コンセプトが明確な商品であるか
4. 長崎らしさ	長崎県産の原材料を使用し、長崎の歴史や風土を感じさせる商品であるか
5. 出品者の熱意	出品者の熱意、長崎県への想いや愛着が感じられる商品であるか

«ながさき手みやげ大賞»

審査の視点

- 長崎らしさ（県産材料使用、商品の名称・形・イメージ、包装、技能、伝統等）があり、観光土産、手土産品としてふさわしい商品であるか
- 長崎を代表する手土産品として、県民及び観光客等に紹介、推奨したい商品であるか
- 主要交通拠点（駅、バスターミナル、空港等）における土産品店で販売して欲しい商品、または現在販売している商品であるか
- 安定供給が可能で、価格と品質のバランスが良く、味や製品としての完成度に優れ、持ち運びやすく保存性があり、郷土色やデザインにも工夫がある商品であるか